

平成 30 年 10 月 31 日

各 国 税 局 長
殿
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

「平成 31 年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）

平成 26 年 10 月 27 日付課消 1 - 35 ほか 4 課共同「平成 31 年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて」（法令解釈通達）を下記のとおり改正したから、これによらねたい。

（理由）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 7 号）及び「消費税法施行令等の一部を改正する政令」（平成 30 年政令第 135 号）により、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）附則及び「消費税法施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 317 号）附則が改正されたことから、所要の改正を行うものである。

記

別紙「経過措置通達新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のように改める。

経過措置通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改正後	改正前
<p>(理由) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号。以下「改正法」という。)附則第 15 条、第 16 条(同条において準用する各規定を含む。)、<u>第 16 条の 2 及び第 16 条の 3</u>並びに「消費税法施行令の一部を改正する政令」(平成 26 年政令第 317 号。以下「26 年改正令」という。)附則に規定する平成 31 年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される税率等に関する経過措置の取扱いを定めるものである。</p> <p>(リース延払基準の方法により経理した場合の<u>リース譲渡</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例を受けないこととなった場合等における経過措置の取扱い)</p> <p>24 26 年改正令附則第 6 条第 1 項《リース延払基準の方法により経理した場合の<u>リース譲渡</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》に規定する事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行った<u>リース譲渡</u>につき消費税法施行令第 32 条の 2 第 1 項《リース延払基準の方法により経理した場合の<u>リース譲渡</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けた場合において、同条第 2 項の規定により一部施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定する「リース譲渡延払収益額に係る部分」があるときは、当該部分については 31 年旧消費税法第 29 条《税率》に規定する税率(以下この項及び次項において「旧税率」という。)が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(注) 消費税法施行令第 32 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用する同令第 32 条《延払基準の方法により経理しなかった場合等の処理》及び第 33 条《納税義務の免除を受けることとなった場合等の処理》から</p>	<p>(理由) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号。以下「改正法」という。)附則第 15 条、第 16 条(同条において準用する各規定を含む。)<u>及び第 16 条の 2</u>並びに「消費税法施行令の一部を改正する政令」(平成 26 年政令第 317 号。以下「26 年改正令」という。)附則に規定する平成 31 年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される税率等に関する経過措置の取扱いを定めるものである。</p> <p>(リース延払基準の方法により経理した場合の<u>長期割賦販売等</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例を受けないこととなった場合等における経過措置の取扱い)</p> <p>24 26 年改正令附則第 6 条第 1 項《リース延払基準の方法により経理した場合の<u>長期割賦販売等</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》に規定する事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行った<u>長期割賦販売等</u>につき消費税法施行令第 32 条の 2 第 1 項《リース延払基準の方法により経理した場合の<u>長期割賦販売等</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けた場合において、同条第 2 項の規定により一部施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定する「リース譲渡延払収益額に係る部分」があるときは、当該部分については 31 年旧消費税法第 29 条《税率》に規定する税率(以下この項及び次項において「旧税率」という。)が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(注) 消費税法施行令第 32 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用する同令第 32 条《延払基準の方法により経理しなかった場合等の処理》及び第 33 条《納税義務の免除を受けることとなった場合等の処理》から</p>

改正後	改正前
<p>第 35 条《合併等の場合の<u>リース譲渡</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例》までの規定の適用がある場合であっても、当該部分については旧税率が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(リース譲渡の特例計算の方法により経理した場合の<u>リース譲渡</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例を受けないこととなった場合等における経過措置の取扱い)</p> <p>25 26 年改正令附則第 8 条第 1 項《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》に規定する事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行ったリース譲渡につき消費税法施行令第 36 条の 2 第 1 項《リース譲渡の特例計算の方法により経理した場合の<u>リース譲渡</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けた場合において、同条第 2 項の規定により一部施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定する「リース譲渡収益額に係る部分」があるときは、当該部分については旧税率が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(注) 同条第 3 項の規定又は同条第 4 項において準用する同令第 32 条《延払基準の方法により経理しなかった場合等の処理》及び第 33 条《納税義務の免除を受けることとなった場合等の処理》から第 35 条《合併等の場合の<u>リース譲渡</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例》までの規定の適用がある場合であっても、当該部分については旧税率が適用されるのであるから留意する。</p>	<p>第 35 条《合併等の場合の<u>長期割賦販売等</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例》までの規定の適用がある場合であっても、当該部分については旧税率が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受けないこととなった場合等における経過措置の取扱い)</p> <p>25 26 年改正令附則第 8 条第 1 項《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》に規定する事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行ったリース譲渡につき消費税法施行令第 36 条の 2 第 1 項《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けた場合において、同条第 2 項の規定により一部施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定する「リース譲渡収益額に係る部分」があるときは、当該部分については旧税率が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(注) 同条第 3 項の規定又は同条第 4 項において準用する同令第 32 条《延払基準の方法により経理しなかった場合等の処理》及び第 33 条《納税義務の免除を受けることとなった場合等の処理》から第 35 条《合併等の場合の<u>長期割賦販売等</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例》までの規定の適用がある場合であっても、当該部分については旧税率が適用されるのであるから留意する。</p>